

社会保険労務士法人 シャイン 2022年9月 臨時web通信

「令和4年度最低賃金と業務改善助成金」



令和4年9月2日

※聴講者はカメラ・マイクオフでお願いします

※質問は常時「チャット」にてお受けします

※終了時 アンケートへのご協力もお願いします！



講師紹介

★プロフィール

中村 仁（特定社会保険労務士）

昭和55年 静岡県富士市生まれ（山梨県身延町育ち）

趣味 ギター、映画鑑賞、ちょっとだけゴルフ



★社会保険労務士法人シャイン

経営理念

輝く「人財」づくりに挑戦し続け

お客様と「喜び」「幸せ」を共有する

事務所所在地 山梨県身延町

社歴

平成22年10月開所（平成28年10月法人化）

事務所体制

社労士2名、職員2名 計4名

★事務所の特徴

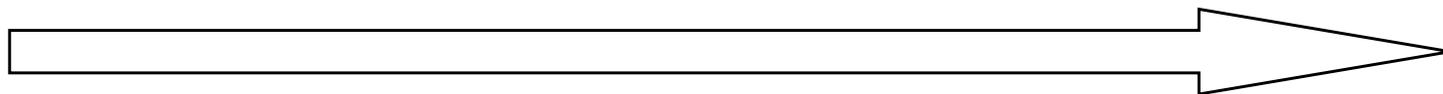
- ・山梨県、静岡県で相談実績200社以上。
- ・**労務管理に特化**しており、トラブル予防型の労務管理を提案。
- ・**「A4一枚評価制度」**を用いた人事・賃金制度構築。
- ・**ペーパーレス、テレワーク**などを社内のDX化を積極的に実施。
近時はzoomを用いた研修を数多く実施。



本日のメニュー

①最低賃金に
関する確認

②業務改善助成金





そもそも賃金とは？

「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」（労働基準法第11条）

- …①任意的、恩恵的なもの、②実費弁償的なものは含まない。
- …就業規則にあらかじめ定められているものは「賃金」になる。
（例：「食事手当」は恩恵的だが規定に明記すると賃金になり得る）
- …通勤手当、家族手当、住宅手当なども恩恵的なものではなく、賃金に該当する。

労働者とは？？

「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」

（労働基準法第9条）

⇒これに当てはまらない場合、**労基法の保護は生じない（家族従事者など）**

⇒一つのポイントは**雇用保険の被保険者になっているか？**



最低賃金（最低賃金法）

第3条（最低賃金額）

最低賃金額は、**時間によつて定めるものとする。**

第4条（最低賃金の効力）

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その**最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。**
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、**その部分については無効とする。**この場合において、**無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。**

→最低賃金法では、地域別最低賃金以上の金額を支払わなかった場合、**50万円以下の罰金**と定めている。

また、労働基準法では特定最低賃金以上の金額を支払わなければ**30万円以下の罰金**となる。

→最低賃金を無視していても、その間、最低賃金に満たない額しか払っていないならば、**差額はすべて未払い賃金として請求**される。

→争いとなれば、**遅延利息（年14.6%）の請求**もあり得る。



最低賃金の適用除外

次の労働者については、使用者が**都道府県労働局長の許可を受けること**を条件に個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試の使用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

最寄りの**都道府県労働局労働基準部賃金課室**または**労働基準監督署**確認。



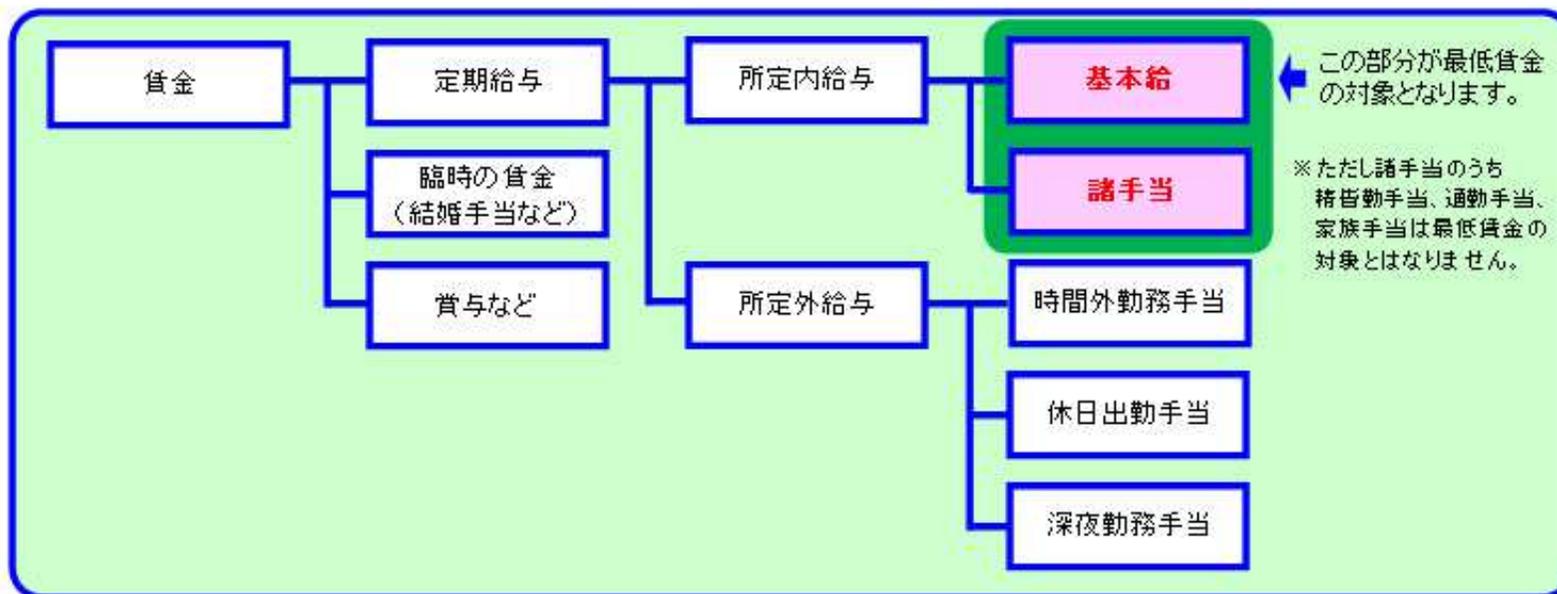
最低賃金の対象となる賃金

【最低賃金の対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



厚生労働省「最低賃金の対象となる賃金」

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-12.htm>



地域別のランク分け

地域別最低賃金の改定は、中央最低賃金審議会が都道府県を下記のように4つに分け、引き上げ額の目安を示す

- A** 埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
- B** 茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
- C** 北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
- D** 青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※最低賃金の決定基準は**労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力**。改正最低賃金法では、更に**生活保護にかかる施策との整合性に配慮**して決定することが明記されている。

※加重平均について…経済センサスによる**各都道府県の従業者数をウェイト**に採用している。

大都市ほど働く人数は多いので、加重平均への寄与度も大きくなる。
東京が100円賃上げすると全国加重平均を15.8円押し上げる効果がある一方、秋田が100円賃上げした場合、全国には0.7円の効果しかない。



令和4年最賃引き上げの状況

47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）

改定額の**全国加重平均額は961円（昨年度930円）**

全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で**最高額**

最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%。なお、この比率は8年連続の改善）

⇒**政府が目指すのは「加重平均1,000円」**。来年度以降も、+50円程度を目指して動いていくと考えられる。



令和4年10月の最低賃金改定

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	C	30	920（889）	31	+1	2022年10月2日
青森	D	30	853（822）	31	+1	2022年10月5日
岩手	D	30	854（821）	33	+3	2022年10月20日
宮城	C	30	883（853）	30		2022年10月1日
秋田	D	30	853（822）	31	+1	2022年10月1日
山形	D	30	854（822）	32	+2	2022年10月6日
福島	D	30	858（828）	30		2022年10月6日
茨城	B	31	911（879）	32	+1	2022年10月1日
栃木	B	31	913（882）	31		2022年10月1日
群馬	C	30	895（865）	30		2022年10月8日
埼玉	A	31	987（956）	31		2022年10月1日
千葉	A	31	984（953）	31		2022年10月1日
東京	A	31	1072（1041）	31		2022年10月1日
神奈川	A	31	1071（1040）	31		2022年10月1日
新潟	C	30	890（859）	31	+1	2022年10月1日
富山	B	31	908（877）	31		2022年10月1日
石川	C	30	891（861）	30		2022年10月8日
福井	C	30	888（858）	30		2022年10月2日
山梨	B	31	898（866）	32	+1	2022年10月20日
長野	B	31	908（877）	31		2022年10月1日
岐阜	C	30	910（880）	30		2022年10月1日
静岡	B	31	944（913）	31		2022年10月5日
愛知	A	31	986（955）	31		2022年10月1日
三重	B	31	933（902）	31		2022年10月1日
滋賀	B	31	927（896）	31		2022年10月6日



令和4年10月の最低賃金改定②

京 都	B	31	968	(937)	31		2022年 10月9日
大 阪	A	31	1023	(992)	31		2022年 10月1日
兵 庫	B	31	960	(928)	32	+1	2022年 10月1日
奈 良	C	30	896	(866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889	(859)	30		2022年 10月1日
鳥 取	D	30	854	(821)	33	+3	2022年 10月6日
島 根	D	30	857	(824)	33	+3	2022年 10月5日
岡 山	C	30	892	(862)	30		2022年 10月1日
広 島	B	31	930	(899)	31		2022年 10月1日
山 口	C	30	888	(857)	31	+1	2022年 10月13日
徳 島	C	30	855	(824)	31	+1	2022年 10月6日
香 川	C	30	878	(848)	30		2022年 10月1日
愛 媛	D	30	853	(821)	32	+2	2022年 10月5日
高 知	D	30	853	(820)	33	+3	2022年 10月9日
福 岡	C	30	900	(870)	30		2022年 10月8日
佐 賀	D	30	853	(821)	32	+2	2022年 10月2日
長 崎	D	30	853	(821)	32	+2	2022年 10月8日
熊 本	D	30	853	(821)	32	+2	2022年 10月1日
大 分	D	30	854	(822)	32	+2	2022年 10月5日
宮 崎	D	30	853	(821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853	(821)	32	+2	2022年 10月6日
沖 縄	D	30	853	(820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961	(930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有



最低賃金改定の経緯（公益委員 抜粋）

労働者の生計費については、消費者物価指数を見ると**必需品的な支出項目については4%を超える上昇率**となっている。**最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくない**と考えられる。

中小企業景況調査では、令和2年4～6月の▲66.7から今年4～6月には▲19.4となっているように、**コロナ禍からの改善傾向が見られる。「宿泊業, 飲食サービス業」では、現在もコロナ禍の影響が見られ、今年1～3月期の売上高経常利益率は▲4.5%。**

国内企業物価指数が9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況



最低賃金改定の経緯②（公益委員 抜粋）

最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が**1000円以上**」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。

今年度の目安額は、**コロナ禍や原材料費等の高騰**といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に**中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものである**と言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、**生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望**する。



(参考) ビッグマック指数

2022年のビッグマック価格ランキングを掲載しています(対象: 54ヶ国)。

- 各国のマクドナルドで販売されているビッグマック1個当たりの価格。
- ビッグマック指数(BMI)は、購買力平価(PPP)によって為替相場を推測するための指標となる。

順位	名称	価格 (円)	価格 (USドル)	価格 (各国通貨)	BMI (%)	地域
1位	スイス	925	6.71	6.50 (スイス・フラン)	+30.33	ヨーロッパ
2位	ノルウェー	864	6.26	62.00 (ノルウェー・クローネ)	+21.63	ヨーロッパ
3位	ウルグアイ	839	6.08	255.00 (ウルグアイ・ペソ)	+18.14	中南米
4位	スウェーデン	771	5.59	57.00 (スウェーデン・クローナ)	+8.53	ヨーロッパ
5位	カナダ	724	5.25	6.77 (カナダ・ドル)	+1.97	北米
6位	アメリカ	710	5.15	5.15 (USドル)	0.00	北米
7位	レバノン	700	5.08	130,000.00 (レバノン・ポンド)	-1.40	中東
8位	イスラエル	682	4.95	17.00 (新シエケル)	-3.97	中東
9位	アラブ首長国連邦	676	4.90	18.00 (UAEディルハム)	-4.84	中東
10位	ユーロ圏	657	4.77	4.65 (ユーロ)	-7.47	ヨーロッパ
11位	オーストラリア	638	4.63	6.70 (オーストラリア・ドル)	-10.18	オセアニア
12位	アルゼンチン	630	4.57	590.00 (アルゼンチン・ペソ)	-11.27	中南米

28位	ポーランド	495	3.59	16.68 (ズウォティ)	-30.32	ヨーロッパ
29位	ペルー	492	3.57	13.90 (ヌエボ・ソル)	-30.67	中南米
30位	カタール	492	3.57	13.00 (カタール・リヤル)	-30.69	中東
31位	中国	490	3.56	24.00 (人民元)	-30.93	アジア
32位	韓国	483	3.50	4,600.00 (韓国ウォン)	-32.00	アジア
33位	タイ	482	3.50	128.00 (タイ・バーツ)	-32.12	アジア
34位	コロンビア	480	3.48	14,950.00 (コロンビア・ペソ)	-32.41	中南米
35位	メキシコ	473	3.43	70.00 (メキシコ・ペソ)	-33.41	中南米
36位	グアテマラ	464	3.36	26.00 (ケツアル)	-34.67	中南米
37位	ヨルダン	447	3.24	2.30 (ヨルダン・ディナール)	-37.11	中東
38位	パキスタン	435	3.16	700.00 (パキスタン・ルピー)	-38.70	アジア
39位	モルドバ	429	3.11	60.00 (モルドバ・レウ)	-39.63	ヨーロッパ
40位	ベトナム	406	2.95	69,000.00 (ドン)	-42.78	アジア
41位	日本	390	2.83	390.00 (円)	-45.07	アジア
42位	アゼルバイジャン	382	2.77	4.70 (アゼルバイジャン・マナト)	-46.26	ヨーロッパ
43位	フィリピン	380	2.75	155.00 (フィリピン・ペソ)	-46.51	アジア



10月までの準備

- ①パートタイマー等の賃金の確認
- ②パートタイマー全体の賃金バランスの見直し
- ③月給者の賃金の確認



①パートタイマー等の賃金の確認

山 梨	866	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	934	R3.12.15
		自動車・同附属品製造業	938	R3.12.11
静 岡	913	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915	R3.12.20
		鉄鋼、非鉄金属製造業	954	R3.12.20
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970	R3.12.20
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939	R3.12.20
		各種商品小売業	886 (※)	R1.12.21

「令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況」※数字は令和3年度のもの

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/dl/minimum-19.pdf>

■ 特定最低賃金の適用除外

- ・ 18歳未満又は65歳以上の方
- ・ 雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方
- ・ その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方

基本的にはパートタイマー等の**時給額を直接確認**。

各種産業に当てはまるかは、労基署で確認。



②パートタイマー全体の賃金バランスの見直し

各社の人事施策による。

今年之最賃上昇で**全国加重平均961円**。
来年度以降も20～30円之最賃上昇が見込まれる。

近年の賃上げペースを踏まえれば、**最賃近辺の額で雇用しているケースが多い**と考えられる。

新規パートと既存パートにいくらか差をつけようと考えれば、
全体の引き上げの検討が必要。

頭数が必要でない場合は、パートの労働時間を伸ばし人数を減らしていくことも一案。

時間増・賃金増は**社会保険、扶養の問題**が絡むことも。。 017



③月給者の賃金の確認

【月の平均所定労働時間 算出】

年間総労働時間 ÷ 12

※「年間総労働時間」は年間出勤日数×1日の所定労働時間
わからない場合は、1年のカレンダーで実際に休んだ日数を
カウントするのが早い。

※法律上、年間の最大労働時間は約2,085時間。
これを超えている場合は、休日が必要。

年2,080時間 (1日8時間×260日 ※年間休日105日)

÷12 ≒173時間

【例】年間総労働時間 2,080H

月平均所定労働時間 = 2,080H ÷ 12ヶ月 ≒ 173H

月給 13万円の場合 $130,000 \div 173H = 751円 \dots \times$

(静岡) $944円 \times 173H = 163,312円以上$

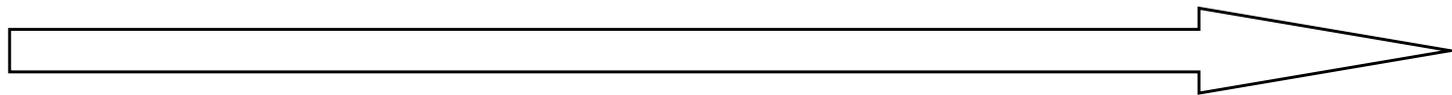
(山梨) $868円 \times 173H = 150,164円以上$



本日のメニュー

①最低賃金に
関する確認

②業務改善助成金





業務改善助成金



うちの会社は対象？
何をすればもらえる？



業務改善助成金の支給対象者・支給の要件

支給は以下の要件に当てはまる、
全国の中小企業・小規模事業者が対象です。

1. 賃金引上計画を策定すること 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）
2. 引上げ後の賃金額を支払うこと
3. 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
 - (1) 単なる経費削減のための経費
 - (2) 職場環境を改善するための経費
 - (3) 通常の事業活動に伴う経費などは除きます。
4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など



業務改善助成金 コース区分

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

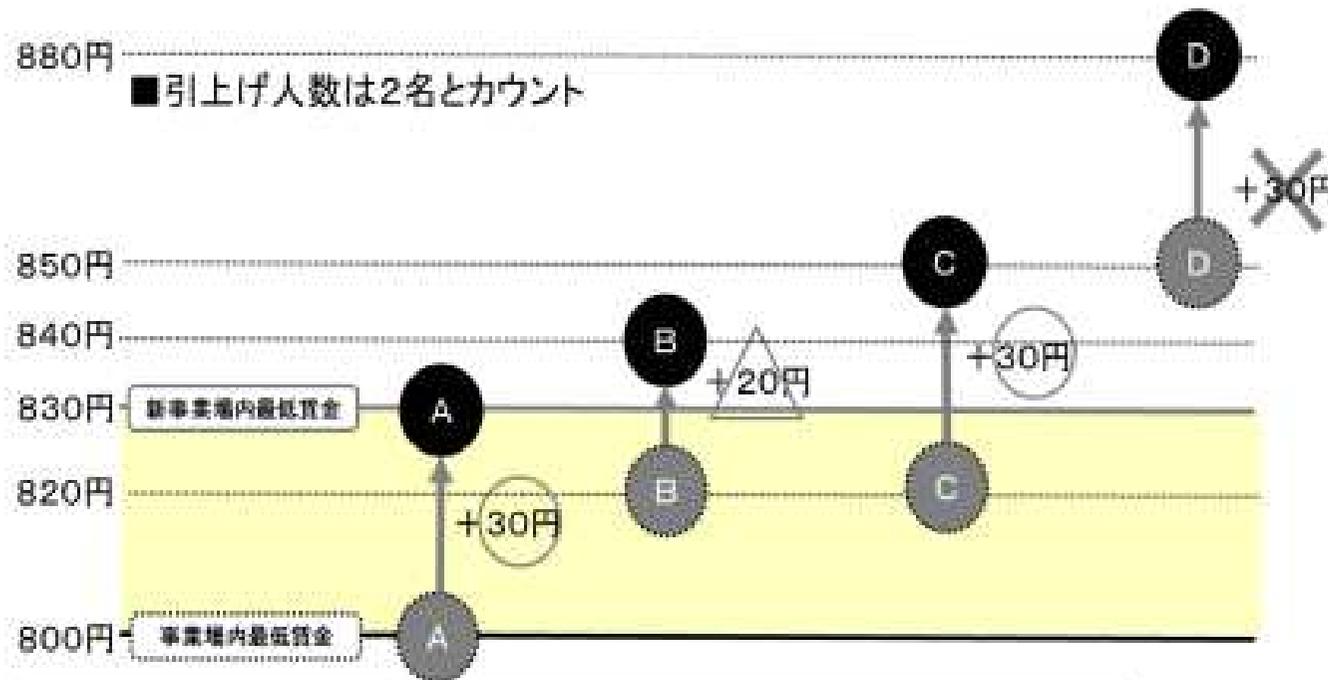
(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。



人数のカウントは？



30円コース2名引上げのため、助成上限額50万円となる。

A：引上げ人数としてカウント
B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コース額（30円）以上引き上げているCのみ対象
D：既に新事業場内最低賃金より高いので、30円以上引き上げてもカウントしない。



助成対象となる賃金引上げ

問4 申請する事業場は「事業場内最賃と地域別最賃の差額が30円以内」と「事業場規模100人以下」両方満たす必要がありますか。差額が30円を超える場合は申請できませんか。

答 申請に当たっては、両方の要件を満たす必要があります。また、差額が30円を超える場合は申請できませんが、地域別最賃の改定によって差額が縮まり30円以下になった場合は、申請可能です。

山梨の場合

現在866円 → 事業場内最賃が 897円以上は申請不可

ただし、10月20日以降は地域別最賃が898円になる為、928円以下の会社は申請が出来るようになる。



9月1日からの拡充措置

「9月1日から原材料高騰等に対応するため 「業務改善助成金」を拡充します」で確認

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27679.html

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者 」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。



業務改善助成金 助成額等

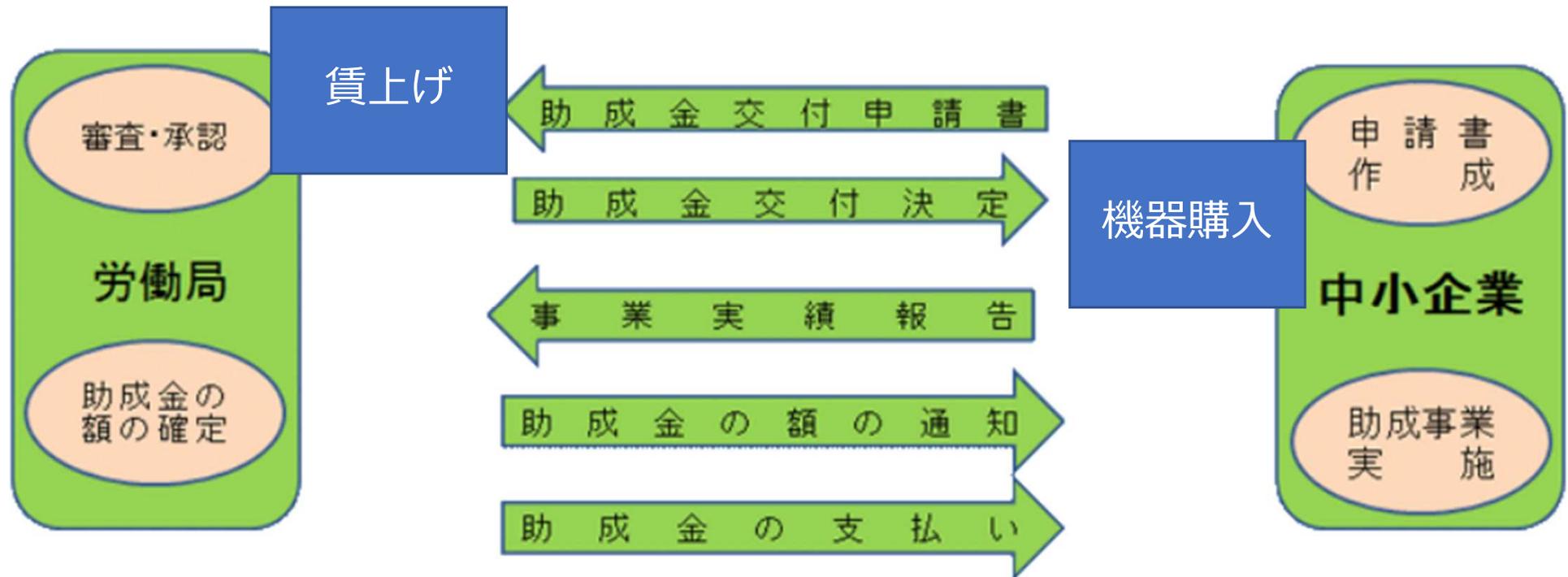
コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額
30円コース	30円以上	1人	30万円
		2～3人	50万円
		4～6人	70万円
		7人以上	100万円
		10人以上(※1)	120万円

例：30円コース 7人以上 事業場内最低賃金900円未満
山梨で866円の社員の時給を898円へ（32円アップ）し
対象者が8名いた場合

山梨は拡充要件が出た為、100万円のものを買えば
90万円（9/10） ※通常は80万円（4/5）
150万円のものを買えば100万円（<120万円）



支給までの流れ



交付決定まで約 1 カ月
事業を実施し、報告後の審査が約 1 カ月

サービス等導入後に助成金が支給されるが、
交付決定までに着手するとアウト



対象となる機器・設備は？

6 対象となる経費（交付要領別紙3）

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等であって、表3に区分される経費

【表3：経費区分】

謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費

【参考：対象となる設備投資の一例】

- ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

※以下の経費は対象となりませんので、ご注意ください

- 単なる経費削減を目的とした経費（（例）LED電球への交換等）
- 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（（例）エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）
- 通常の事業活動に伴う経費（（例）事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）
- 法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費
- 交付決定日以前に導入又は実施した経費
- 申請事業場の労働者の労働能率増進が認められないもの
- 経費の算出が適正でないもの など



設備導入等のポイント

問 31 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。

答 既存の機器設備等の老朽化又は破損に伴い、同等性能の機器設備等を導入することは、要綱上の「設備投資等を行う」ものとは認められません。

ただし、老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、それにより、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば、助成対象となります。

問 32 事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として助成対象となりますか。

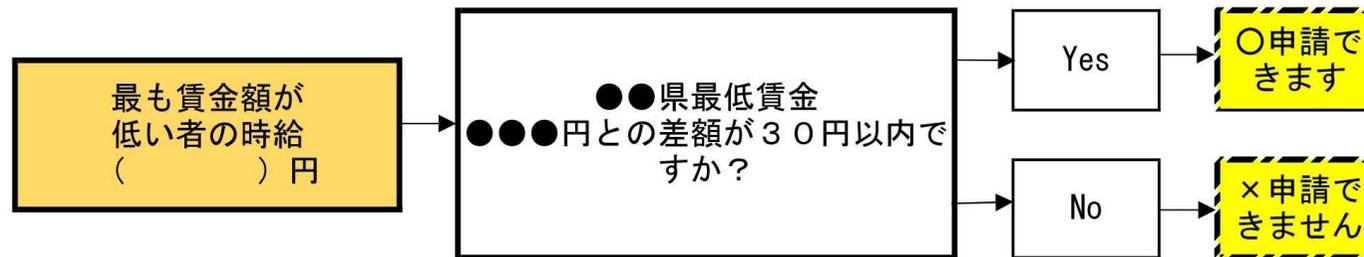
答 既存の機器等だけでは対応できない作業量があり、増設することにより生産性の向上、労働能率の増進に資すると認められる場合には、助成対象となります。

「その設備・サービス等を入れることで今まで○分かかっていた作業が○分に短縮され、月で○時間短縮となる」などの数値化できる改善が通りやすい。

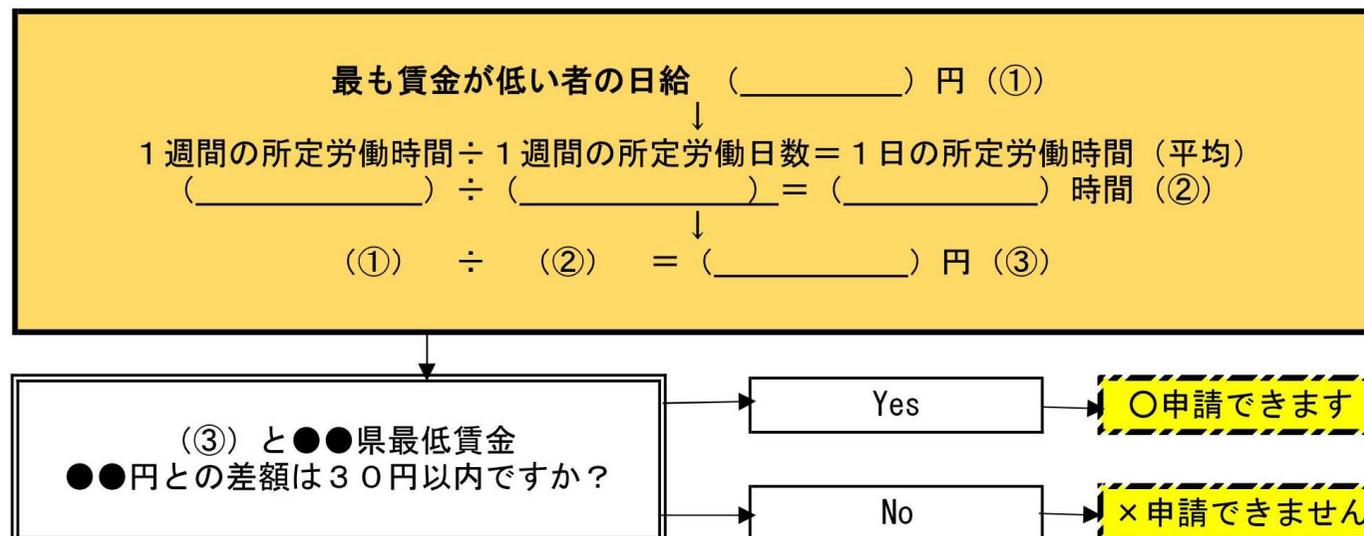


申請前のチェックシート（下表は抜粋）

（１）時給制の場合



（２）日給制の場合





10人未満で就業規則の作成がない場合等

問 63 10人未満の事業場における賃金引上げに関する「(就業規則に) 準ずるもの」についてはどのように作成すればいいのですか。

答 (就業規則に) 準ずるものについては、少なくとも、賃金引上げ後の事業場内最賃及び賃金引上げ日を定め、併せて、作成者(事業場名)、作成年月日等を記載した書面を作成してください。この書面は労働基準監督署への届出は必要ありませんが、就業規則に準じて労働者代表からの意見書を添付するとともに、作成後は労働者に対して周知してください。

なお、一般的な労働契約書及び労働条件通知書は、就業規則に準ずるものには当たりません。



業務改善助成金 特例

**まず計画書を提出、窓口で受理印を受ける。
交付決定を待たず賃金を上げる。**

賃上げを先行し、**交付決定後に、
機器等の購入（手付金、契約もNG）**

※受理自体は「交付決定」ではない為、
審査の上、不支給結果となる可能性あり。

↓特設コールセンター

【電話番号】 03-6388-6155

(受付時間 平日8:30~17:15)

申請の詳細は「申請マニュアル」をご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000808872.pdf>



人事評価制度、賃金制度 お任せください！



「現代専従者コンサルティング」
人事評価で業績を上げる！

A4一枚 評価制度

社会保険労務士
榎本あつし

小さな会社だからこそできる！

- 評価シートは「A4一枚」で十分！
- 人事評価の目的はズバリ「業績向上」！
- 社長が好きな人を評価する！
- 公平性・納得性は気にしない！
- 給与・賞与には原則として反映させない！

「現代専従者コンサルティング」
アニメ出版

人事評価制度の課題が
これで解消！

評価をしない 評価制度

人事コンサルタント
社会保険労務士
榎本あつし

上司の負担も、部下の不満もなくなる！

- 「評価をしない評価制度」のメリットはこれだ！
- 納得のいく給与・賞与・昇給・昇格の決め方！
- 「パフォーマンス・フィードバック」が一番のポイント！
- 効果的な等級制度、賃金制度の設計のしかた！
- 「運用がうまくいく」にはこうする！

アニメ出版

人事制度の学校 Personnel System - School

人事制度で悩む人への道しるべ

中小企業の人事制度づくり&運用のしくみを学ぶ人事制度の学校

無料体験講座を受けてみる

入門編 構築編 運用編 コンサルタント向け研修
それぞれの体験講座が受講できます

【著者：榎本あつし先生と】

中小企業向けの「業績向上」を得意とする人事制度。

「人事制度の学校」の人事構築士として活動中！

<https://ps-school.net/jinji/>





参加の皆様へ

■ 無料相談

来所またはzoomによりお受けします。

アンケート、メール、HP、お電話にてお問合せください。

■ 無料web通信 ご紹介ください！

実務に役立つ情報を毎月ご提供します

登録フォーム

<https://www.itm-asp.com/form/?3285>

【次回web通信 令和4年9月27日（火）】

『令和4年度 育介法改正 実務対応②』

14時～15時 参加費：無料

<https://forms.gle/zHByVqtq76GnC7Wo9>

本日のアンケートからお申込み可能です！



顧問先様はweb通信の録画がいつでも見られます！

社会保険労務士法人シャイン
Social Insurance Labor Consultant Office Shain

ホーム 経営理念 事務所概要 対応業務 料金表 よくある質問 BLOG お問い合わせ **顧問先様限定**

顧問先専用ページ

HOME > 顧問先専用ページ

社会保険労務士法人シャイン
電話 **0556-62-2710** (代)
月～金 9:00～18:00
〒409-2531
山梨県南巨摩郡身延町梅平2532-3

会社案内パンフレット
PDFダウンロード

このコンテンツはパスワードで保護されています。
閲覧するには以下にパスワードを入力してください。

パスワード送信

パスワードがわからない場合は、[お問合せフォーム](#)よりお問合せください。

**パスワードは別途連絡しております。
ご不明な場合は、お気軽にご連絡ください。**



御清聴ありがとうございました！

【社会保険労務士法人 シャイン】

職場の安心感の架け橋となり
成長する「人・組織づくり」に貢献する

就業規則の見直し、賃金設計
労務管理など、お気軽にお問合せ下さい。
(顧問契約、スポット対応あり)

TEL 0556-62-2710 FAX 0556-62-3620

<http://sr-shain.com/>

info@sr-shain.com

LINE ID shainsr